

平成 24 年 10 月 4 日

第 6 回上牧町議会改革検討委員会要点記録

日 時 9 月 25 日 (火) 午前 10 時～11 時 45 分
場 所 議会委員会室
出席者 堀内、富木、長岡、辻、石丸、服部
東
欠席者 芳倉、吉川
傍聴者 4 名 (会議資料を任意提供)
資 料 ①伊賀市議会基本条例、②伊賀市自治基本条例
議 題

(1) 議会基本条例について

- ①伊賀市の自治基本条例(まちづくり基本条例)と議会基本条例を事前に資料として配布。
 - ・同市を参考事例とするのは、2 階層条例の構造でのモデルであり、昨年 11 月に議会研修を実施したことによる。
 - ・同市自治基本条例は「考え方の基本」として、8～9 頁、第 5 章「議会の役割と責務」より 38 条「議会の役割と権限」、39 条「議会の責務」、40 条「議会の情報共有と市民参加」、41 条「議員の責務」を参照する。
 - ・同市議会基本条例は「プラス具体的な手法」として、2 頁、第 3 章「市民と議会の関係」より 6 条「市民参加及び市民との連携」、7 条「議会報告会」を参照する。
- ②伊賀市基本条例をサンプルに「項目・要素の取捨選択」した。その結果、全委員異論無く、第 5 条(会派)のみを不要とし、その他の事項は必要とした。
- ③議会基本条例の策定スケジュールについては、まちづくり基本条例との関連もあり、また議会部会からは「同じ時期に検討出来れば望ましい」との提案もあり、年内に一定の検討が出来る段階まで取り組むこととした。
- ④試案作成作業を次回委員会までに委員 3 名の作業チームで行うこととした。前文から付則まで 24 項目あるので、2～3 回に分けて作業を進め、委員会で検討することになった。作業チームは、堀内、富木、石丸の 3 委員とする。

(2) 議会報告会について

- ・議会報告会の取り組みは、議会基本条例の制定とは別に、3 月議会の議会改革に取り組む決議で謳われた「出来ることからやる」ことの一つとして行うこととする。9 月議会で「公社解散」と「三セク債借り入れ」が議決されたことの重要性を考え、議会報告会のテストケースとして可能な範囲で試験的にやってみる意義がある。
- ・このことについては、9 月 24 日開催の財政問題特別委員会でも検討され、「公社解散」と「三セク債借り入れ」が議決されたことを踏まえ、一部に有志でやればよいとの少数意見はあったものの議会として報告会をやることで意思統一が図られた。
- ・当委員会としても議長に対して、議会としての報告会の実施に向けて、全員協議会に諮り取り組むように、報告・要請することを全委員異論無く、確認した。

(3) 傍聴者への資料の提供について

- ・9月議会から総務建設委員会、文教厚生委員会、決算特別委員会を対象に実施した。資料一式で10部を用意した。利用実績について、9月11日の総務建設委員会2名、9月12日の文教厚生委員会ゼロ、決算特別委員会は9月13日が2名、14日ゼロ、18日ゼロであった。
- ・資料のまとめ方としては、委員会ごとの資料ではなく、委員会付託された全部の議案と町提出資料をひとまとめとして用意した。
- ・引き続き12月議会、3月議会についても、同じ要領で実施することとし、利用状況を観察することとした。

(4) その他

- ・議会広報の拡充については、議会だより編集後に検討頂き、検討結果が出た段階で報告をお願いします。
- ・インターネット中継については、3月議会での試行的な実施に向けて、予算措置や準備作業を継続して取り組む。
- ・Ustreamを利用したインターネット中継を実施している鳥羽市議会への視察研修を検討する。(9月25日時点で折衝の結果、県外からの研修については、観光都市として宿泊が条件とされており、条件の点で折り合いが付かず、不能となった。)
- ・次回開催日程は、10月30日(火)13時30分からと決定した。

以上